

令和3年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第3号）

1 令和3年9月14日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 巖 |
| 3番 | 渡辺年範 | 4番 | 浜田幸造 |
| 5番 | 信谷俊樹 | 6番 | 進藤雅通 |
| 7番 | 水橋直行 | 8番 | 森 ルイ |
| 9番 | 上青木 至 | 10番 | 尾尻康二 |

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 4番 | 浜田幸造 | 5番 | 信谷俊樹 |
|----|------|----|------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 川野義彦 | 書記 | 角本奈緒子 |
|--------|------|----|-------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 高田幸典 | 副町長 | 望月邦彦 |
| 教育長 | 恵良隆久 | 総務課長 | 山本秀樹 |
| 企画課長 | 川本亮之 | 税務課長 | 平道龍二 |
| 住民課長 | 柿本賢士 | 会計課長 | 亀井成美 |
| 福祉課長 | 池田真二 | 保健衛生課長 | 竹下良二 |
| 地域経営課長 | 坂田 誠 | 建設課長 | 藤原通伸 |
| 上下水道課長 | 河田昭司 | 教育課長 | 有田芳徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 認定第 1号 令和2年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について

第 2 認定第 2号 令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

第 3 認定第 3号 令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について

第 4 認定第 4号 令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳

入歳出決算認定について

- 第 5 認定第 5 号 令和 2 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 2 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 2 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 2 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9 号 令和 2 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 10 号 令和 2 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 11 号 令和 2 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 12 号 令和 2 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について
- 第 13 議案第 70 号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 71 号 財産の取得について
- 第 15 発議第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書案
- 第 16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○議長（尾尻康二君） お諮りします。

日程第 1、認定第 1 号令和 2 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 12、認定第 12 号令和 2 年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） ご異議はないようですので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

本件について、決算特別委員長の報告を求めます。

渡辺年範委員長、演台にお進みください。

○決算特別委員長（渡辺年範君） それでは、決算特別委員会の報告を行います。

報告書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

大崎上島町議会決算特別委員会審査報告書。

大崎上島町議会決算特別委員会は、令和2年度大崎上島町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに財産状況について、次の日程で審議及び報告のまとめを行いましたので報告します。

決算の審査については、副町長から決算の概要説明を、担当課長から主要施策の成果に関する説明を、会計課長から財産状況の説明を受けた後、質疑により審議を行いました。

1、審査日程等。

9月9日木曜日、副町長、総務課、企画課、住民課、税務課、福祉課、保健衛生課の課長の説明を受けました。

9月10日金曜日、地域経営課、建設課、上下水道課、教育課、会計課、議会事務局の説明を受けました。

9月13日月曜日、委員会報告書の作成を行いました。

2番の審査書類、3番の決算の概要、4番の意見については、皆様、目を通していただければありがたいと思います。

5番の結論を朗読して報告に代えさせていただきます。

結論。決算特別委員会で審議した結果、町の財政状況及び各課の予算執行状況はおおむね妥当と思われる。

町の財政状況を表す財政指数表によれば、財政力指数は0.410ポイントと前年度比で改善されており、実質収支比率も望ましいとされる3%から5%に収まっている。財政構造硬直化を示す経常収支比率も前年度95.8%から88.7%に改善されており、地方債の発行に関わってくる実質公債費率も発行に県の許可が必要となる18%を超えておらず健全である。これを見ると、町の財政運営は安心はできないまでも、危機的状況にはないと言える。

また、予算の執行状況については、副町長をはじめ総務、企画、住民、税務、福祉、保健衛生、地域経営、建設、上下水道、教育、会計、議会事務局それぞれの各課の事業の施策の実施状況及び施策の成果について各課長の説明を求めるとともに、資料に基づき審査及び審議した。結果、業務はおおむね予算どおり執行されていると評価できる。ただし、コロナ禍により執行できなかった事業やより成果の上がる方法を模索すべきなど、今後の課題として反省すべき点も見受けられる。それを踏まえて、今後の予算編成及び事業施策に反映していただきたい。

以上により、認定第1号令和2年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算から認定第12号令和2年度大崎上島町水道事業会計の決算について、全員一致で認定すべきものと決定したので、大崎上島町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、日程第1、認定第1号令和2年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第12号令和2年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括採決します。

お諮りします。

認定第1号から認定第12号までを委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号

までは委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第13、議案第70号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第70号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、大串地区統廃合に係る圧送管渠新設工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、9月6日に指名競争入札を執行した結果、中野建設株式会社が落札し、同月10日に契約金額5,731万円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、大崎上島町下水道事業計画に基づき、農業集落排水地区を公共下水道に統廃合し、事業の効率的な運用を図るため、圧送管渠及びマンホールポンプ場の新設を行うものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第70号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第14、議案第71号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第71号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、小型動力ポンプ付普通積載車・軽積載車購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

当該契約は、9月6日に指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、同月10日に契約金額1,386万円で仮契約を締結しております。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により、大崎上島町消防団第1分団第1部及び第3分団第2部にそれぞれ配備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） この消防のポンプ車なんですけれども、計画的にずっと毎年毎年何台かずつ更新していきようと思うんですが、今団員も大分減ってきている中で、計画はこのまま今ずっと続くものなのか、どういうふう運用していくものなのかというのが1つと、今実際に乗用タイプ、軽タイプおると思うんですけれども、それを適正に一応配備しとると思うんですが、今何台ずつ程度あってどのような運用を考えられとってか教えていただけますか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えします。

まず、更新についてはどのようにしていくかについてでございますが、現在古いもので大体二十四、五年ぐらいで更新しているものでございます。令和5年ぐらいで一通り更新

が終わるんですけども、またそれ以降20年をめどに更新を図っていきたいと考えております。

現在配備している車両についてですけども、全部で26台ございます。そのうち普通積載車が18台、軽の積載車が8台で配備しているところでございます。

以上です。

○議長（尾尻康二君） よろしいですか。

○7番（水橋直行君） はい。

○議長（尾尻康二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第71号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第15、発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田大祐議員。

○1番（閑田大祐君） 発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なく

された町民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入、歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に意見書を提出するものであります。

以上で発議第3号の趣旨説明を終わります。

○議長（尾尻康二君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第16、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和3年第3回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前9時19分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員